

発行/三原市人権推進課
編集/三原市大和人権文化センター
所在地/三原市大和町下徳良107番地1
電話/0847-33-1308
FAX/0847-33-1308

三原市大和人権文化センターだより

令和6(2024)年度 主催講座 受講者募集

～ たのしく学べる ～ スマホ教室

日時：6月から2025年1月(年8回)
第1月曜日 10:00～11:30
場所：大和人権文化センター 2階 集会室
講師：滝口 翔太さん
受講定員：15人(先着順)
申込方法：大和人権文化センター 電話 0847-33-1308
申込期間：4月22日(月)から5月10日(金)まで 平日 9:00～17:00
その他：申込みが定員を超えた場合は、抽選を行います。開講日時などを変更する場合があります。



書道教室

古典の短歌・俳句を作品にしてみませんか？

日時：5月から毎月
第1・第3火曜日
14:00～16:00

定員：10名
講師：角永 誠子さん
※教材費等は個人負担



そば打ち教室

二八そば”のそば打ち体験です。自分で打った美味しいそばを味わってみませんか？

日時：5月から12月 第1土曜日
9:30～12:00

定員：10名
講師：山口 郁恵さん
材料代：1回につき1,500円



生花教室

季節ごとの花を生けて、部屋などに飾ってみませんか？

日時：5月・8月・12月・3月
(日にちは後日連絡します)
9:30～11:30

定員：10名
講師：西川 千代美さん



- 1 申込期間 4月1日(月)から19日(金)まで 平日 9:00～17:00
- 2 申込方法 大和人権文化センター 電話 0847-33-1308
- 3 その他 申込みが定員を超えた場合は、抽選します。開講日時などを変更する場合があります。

「登録型本人通知制度」へ登録をしましょう

この制度は、三原市に戸籍や住民票の不正取得の抑止と個人の権利の侵害を防止することを目的として、本人以外の第三者に証明書を交付した場合に事前に登録した人に対して交付した事実をお知らせする制度です。

戸籍や住民票などが代理人や第三者に交付された事実を本人が知ることができ、不正請求および不正取得に対する抑止効果が期待されます。また、三原市がこの制度を導入していることが周知されることで「職務上請求書」の偽造や身元調査などの未然防止にもつながります。(代理人または第三者から事前登録者に係る戸籍謄本などの交付請求があった場合に、交付を拒否し、交付の可否について登録した人に確認する制度ではありません)



登録受付窓口は、市民課及び本郷支所、久井支所、大和支所の各地域振興課です。

制度の詳細については、市役所市民課戸籍係(電話:0848-67-6175)へお問い合わせください。

市HP 二次元コード

大和地域センターくらしの相談開設 のお知らせ

- にちじ 4月19日(金) 9:00～12:00
 - ところ 大和人権文化センター 会議室
- 相談内容 くらしの相談・人権相談
相談員2名で対応します。次回は、5月24日(金)の予定。

電話による相談も受け付けています。
大和人権文化センター(0847-33-1308)

人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。
相談は無料で秘密は守られますので、気軽にご相談してください。

- とき 10:00～16:00(土・日・祝日は除く)
- ところ 三原市大和人権文化センター
- 電話 0847-33-1308

人権のひろば



「すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例が2023年10月1日に施行されました。

【第2回】

すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例【前文】

人権とは、誰もが生まれながらに持つ、人間が人間らしく自分の意思で生きていくための誰からも侵されることのない基本的な権利で、私たちの先人たちが築いてきたとても大切な財産です。

日本国憲法では、基本的人権は、侵すことのできない永久の権利であり、すべて国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないことを定めています。また、世界人権宣言は、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であることをうたっており、これらは共に人類普遍の原理です。しかしながら、私たちが暮らしている社会には、今もなお、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、性的指向・性自認等の人権課題が存在し、加えて、情報化の進展に伴い、新たな媒体を介しての差別を助長する掲示や誹謗中傷などが顕在化しています。私たちは、どんな理由があっても、誰かを差別したり、傷つけたり、いじめることがあってはなりません。

すべての市民や事業者は、相手を理解して、尊重し、思いやり、「人権尊重」を自分の事としてとらえ、差別を決して許さない心を育む努力が必要です。本条例は、すべての市民が差別のない、自分らしく生きることができる、誰一人として取り残さない安心して暮らせるまちをめざす、その礎になるものです。

※ 市民の皆さまや事業者の方と共に、人権尊重の理解と認識を深め、取り組むため、めざす姿や基本理念などを共有する条例を定めました。



人権条例2次元コード

★きょうは何の日？ 4月 人権カレンダー

4月7日 世界保健デー



世界保健デーは、世界保健機関(W H O)が設立された1948年4月7日に(WHO憲章)を記念して設けられ、全ての人々の健康増進・保護に向けて世界の国々が協力し合うことや、健康や医療に関する啓発を行うことを目的としています。憲章では、健康とは完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念または経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つであると記載しています。WHOでは、保健関連の社会情勢に合わせた活動テーマを毎年発表しており、世界中の多くの国でさまざまな健康のためのイベントが行われています。今年のテーマは、「My health, my right(私の健康、私の権利)」です。